

令和5年9月28日

○亀井たかつぐ委員

では、よろしく願いいたします。

まずは、子ども・子育て支援について、何点かお聞きしたいと思います。

今回提案されました令和5年度補正予算で、子ども・子育て支援推進事業費、これ約3,000万円が計上されておりまして、こども家庭庁がヘッドクォーター機能を持って、こどもまんなか社会の機運醸成に向けて、県及び市町村のこどもまんなかの取組をやっていくというふうな、多分そういう趣旨で計上されたと思います。

私、第一印象として、これ、ぱっと見たときに、もうこども家庭庁ができて、今年4月1日に発足していますから半年たっているんですよ、6か月もたった今、機運醸成かと。9月の補正で補正予算とはいえ、もっと政策的なことができないのかって、第一印象として思ったんですね。だってもうスタートして半年もたっているのに、半年たった今、機運醸成ですということ、先ほどの先行会派の質問もあったやに記憶をしておるんですけども、何で今頃、機運醸成なのかなと思っちゃうんですけども、今やる必要性について、ちょっと聞かせていただいてもいいですか。

○次世代育成課長

今ここで取り組む必要性ということですけども、国の意識調査によりますと、日本が子供を生み育てやすい国だと思ふかとの問いに、約6割の方が、そうは思わないというふうにお答えしておりまして、例えば、ベビーカーで電車に乗ったりして子供が泣くと迷惑がられるですとか、社会全体が子育てに冷たいという意識を当事者世代が抱いているということが分かっています。

そういった社会の雰囲気がやはり2人目、3人目の子供を持つことを諦める原因の一つとなっているというふうな考えられることから、現在取り組んでいる子ども・子育て施策、これ当初予算、6月補正予算で様々な施策を提案させていただいていますけれども、こういったものの実効性を上げるためにも、子育てを社会全体で支える、子ども・子育てに優しい社会づくりを進めていく必要があるというふうな認識の下、機運醸成に今、取り組むことといたしました。

○亀井たかつぐ委員

今、答弁いただいたことって、今、初めて調査して出てきた結果というよりは、日本の国民が2人目、3人目厳しいだろうということとか、社会は子育てしている人に冷たいだろうということは前々から言われていることなんですけれども、課長、こども家庭庁が発足したのは4月1日だけども、これ、できるというそういう動きを感じたというのはいつ頃だったんですか。

○次世代育成課長

機運醸成に力を入れ始めたというのは6月のこども未来戦略方針の中で……。

○亀井たかつぐ委員

私はそんなことは聞いていない。だから、こども家庭庁が発足したただけけれども、こういう組織ができるというふうに、あなたがそれをしっかりと認識し

たのはいつ頃だったんですか。

○次世代育成課長

こども家庭庁ができるというふうに認識したのは、昨年度など、議案が上がってきた頃というふうに認識しています。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。だから、4月1日の時点でスタートすることは、もう半年も前から、もっと前から認識していたということだと思うので、機運醸成に関してもそれに合わせてお願いできたらなというふうなことをちょっと言いたかったんですね。

それで、先ほどの御答弁にもあったんだけど、交通機関のデジタル広告等で県民に向けて発信しますよということをおっしゃっていたと思います、電車とかバスとかのデジタル広告で。今、電車に乗っても大体、出版社の中張り広告なんか、もうどんどんやめていって、週刊誌の広告なんかなくなっている状態ですね。なぜなくなっているかということ、見ないから。要するに、見たことが端緒になって売上げにつながらないからやめちゃっているんだと思うんですよ。なぜかということ、みんなスマホばかり見ているんですね、下ばかり見ているから、上のほうの中張り広告を見てくれないということだろうと思うんですね。

だから、電車とかバスとか、市役所のデジタルサイネージはいいとして、そこに向かっていくときに、入ってばんと出ていくから分かるのかもしれないけれども、結構何か効果がどうなのかなと思うんですけれども、それはいかがですか。

○次世代育成課長

委員御指摘のとおり、私も行き帰りの電車の中、よく皆さんを観察しているんですけれども、やっぱり半数以上の方は手元のスマートフォンを御覧になっていて、中張り広告とか、視線が上に行っていないという方が大変多いなというふうに感じております。ですので、今回は、車内のデジタル広告に合わせて、スマートフォンに流すインターネット広告を同時に実施したいというふうに考えています。また、この車内広告とインターネット広告を連動させる取組というのも実施したいというふうに考えております。

具体的には、電車の乗客の方を対象に、その電車が走っている地域のこどもまんなかの取組動画が、スマートフォンに広告として表示される仕組みを想定しています。こうすると、車内広告とスマートフォンのほうに同じ動画が流れるということになりまして、スマートフォンに表示された広告をクリックしていただきますと、市町村の子ども・子育て施策を紹介するホームページにリンクするというようなことで、取組の詳しい情報が見られるような、そういった取組をしていきたいというふうに考えております。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。電車、バスのデジタル広告とスマホもリンクしながらということで、対応していきますよという話ですね。スマホを見ている人が多いので、そういう広告とかが出ると目につきやすいとは思うんだけど、あえてそこを見て、来たぞ、広告が来たから、じゃクリックだ、というふうなことまで行動

してくれれば、一番いいんですけれどもね。そこまで行ってくれれば、一番いいんですけれども、例えば、電車で小田原とかどこかの市とかを通っているときに、市のホームページがぼんと出てきて、その市長の顔がぼんと出てきて、それ、皆さん興味あるかなと言っちゃうと、あまり言っちゃうと問題発言になっちゃうから、どの市長だという話になっちゃうんで、どこの市長じゃないんですけれども、そういうことも考えられるので、効果がどうかなというふうに思っちゃうんですね。

これ、今言った、媒体を使った、要するに機運醸成ということなんだけれども、これの効果というか、検証、評価に関しては、今後どうやって評価していきますか、検証していくんですか。

○次世代育成課長

効果検証については、狙っている効果が社会の機運醸成ですので、やはり社会の皆さんに対してアンケートを取って、こういった取組を知っていますかとか、子ども・子育て社会、どういうふうに支えていくべきだと思いますかといったようなアンケートを取って、その中で、この広告動画のことを知っていましたかとかというような形で、ちょっと数字を把握して検証していきたいというふうに考えています。

○亀井たかつぐ委員

ぜひ、検証ですよ。本当にこれが効果があったのかというのを、今この時期に機運醸成をやるということでもあるし、実際にその機運醸成が実って、子どもまんなか社会に皆さんの意思がしっかりと向くような形でやっぱり取り組まないといけないと思うので、ぜひ検証結果、それは皆さんにそれを取っていただいて、また教えていただければなど、そういうふうに思います。

それで、この機運醸成ができたとして、それで今回の9月補正では機運醸成なんだけれども、今後、当初予算も含めてなんですけれども、この機運醸成を受けた上でしっかりやっていかなきゃいけないということは、現実問題としてはやらなきゃいけないわけでありましてけれども、実際どういうことをやろうとしているんですか。今までの当初予算でやることはもうしっかり認識しているんだけれども、今後どういうことを、この機運醸成した後にやろうとしていますか。

○次世代育成課長

今後どういったことをやろうかということなんですが、子ども・子育て基金を活用した新たな子ども・子育て支援策については、令和6年度当初予算事業として提案すべく庁内で議論を進めているところになっています。

考え方としては、子育てのライフステージに沿って、今までやっていなかったさらなる支援が必要と考えられる領域、例えば、在宅育児家庭の支援ですとか、あと就学後、今までちょっと未就学の家庭に支援が偏っているというような印象を持っておりますので、就学後の支援などについて何かできないかということで議論を重ねているところです。

また、国が今後3年間で集中的に実施するとしております、こども未来戦略方針に基づく具体的な施策の詳細についても、確認しつつ進めていきたいというふうに考えています。

○亀井たかつぐ委員

来年度予算だから、具体的にはなかなか言いづらいのかもしれませんが、ぜひ、この機運を醸成したということも相まって、皆さん方のぜひ知恵を絞っていただいて、子ども・子育てに有用な施策を打っていただきたいなと思います。そのための9月補正の機運醸成だと思いますので、よろしくお願いします。

次なんですけど、次は、認知症疾患医療センターについて、ちょっとお伺いします。

今定例会の代表質問で我が会派の佐々木議員が質問しまして、知事から認知症疾患医療センターなど、早期発見に向けた取組の強化について前向きに検討していくというふうな御答弁をいただきましたので、その点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、そもそも論で大変恐縮なんですけれども、この認知症疾患医療センター、どのようなものなんでしょう。

○高齢福祉課長

認知症疾患医療センターは、認知症に関する地域の医療と介護の連携拠点として、都道府県や政令指定都市が指定する医療機関に設置するものでございまして、認知症の早期発見、早期対応のため、MRIやCTといった検査設備を備えるなど、認知症について詳細に診断する鑑別診断を行う体制を整えております。

また、認知症の方の身体合併症や認知症の行動・心理症状などについて、急性期治療や専門医療相談を行います。さらに、認知症の方本人やその家族の方に対し、診断後の支援やピアサポート活動を行うほか、認知症サポート医やかかりつけ医、地域包括支援センターなど、地域の医療・介護関係者とのネットワークづくりや人材育成なども行っております。

県では、二次医療圏を原則的な地域連携の範囲として、主に精神病院や総合病院などが指定される地域拠点型と、より地域のニーズに応じた診断やきめ細かい対応を行う小規模な診療所であっても指定可能な連携型の、2種類のセンターを設置しております。

○亀井たかつぐ委員

今、認知症の患者の方々、家族の方々に対する情報提供も含めてという話だと思っただけけれども、これ、主観的認知機能が低下している、いわゆるSCDとか、あと軽度認知障害、MCI、それは要するに認知症の前段階の方々なんだけども、これについてはどのように対応しているんですか。

○高齢福祉課長

今お話のあった、認知症になる前の早期の段階、それにつきましては、恐らく取っかかりとしては、かかりつけ医とか、何かおかしいなとか、そういう周りの人の気づきとか、そういったところから始まり、センターでは相談機能を強化しておりますので、そこに入ってきて専門的な診断とか、仮に診断された場合にはその後の支援とか、そういったところにつながっていくと、そういうふうな流れになるかと思っております。

○亀井たかつぐ委員

かかりつけ医と認知症疾患医療センターとの連携の仕方って、具体的にどう

いうふうになるの。

○高齢福祉課長

かかりつけ医から全然違う病気で診断した場合に、何か受け答えとか気づきがあった場合に、その情報を御本人同意の下、認知症疾患医療センターにお伝えをして、そこからセンターのほうで見てもらうとか、そのような連携、その連携を取るための研修会とかネットワークづくりを各センター中心にやっておるところでございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。そうしましたら、県内の設置状況って改めて確認させてもらっていいですか。

○高齢福祉課長

県では、政令市を除く県域に地域拠点型5か所、連携型5か所、計10か所の認知症疾患医療センターを設置してきております。

地域拠点型につきましては、平成22年1月に、東海大学医学部附属病院に県内最初の認知症疾患医療センターを設置しまして、24、25年度と1か所ずつ増やしまして、さらに29年度2か所増やしております。その後、連携型を令和4年と令和5年、今年度ですね、合わせて5か所設置しているところでございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。これからますます高齢化が進んでいくと思うんですね。そうすると認知症になってしまうような方、もしくは先ほど申し上げた認知症の前段階に差しかかるような方もこれから増えていくと思うんですが、今10か所ですよね、10か所と聞いて今、神奈川県地図に落とし込んだ資料を見てみると、大体満遍なく配置されているかなと思いつつも、これ、神奈川県の西部のほう、特に小田原より西のほう、すごく手薄になっています、これ。どこに相談するんだろうというふうな、そこまで遠くに通わなきゃいけないような場所に、ぽつんと1つあるという感じなんですけれども、これ、西部のほうを中心に設置をもっと増やしたほうがいいのかと思うんですけれども、拡充したほうがいいのかと思うんですけれどもいかがですか。

○高齢福祉課長

認知症疾患医療センター、県では10か所設置していると申し上げました。厚生労働省の指針では、65歳以上の人口の6万人に1か所のセンターを設置すると基準として示されております。現状、県では、約9万人に1か所のような状態になっておりまして、国の基準には届いていないところもございまして、今後も地域のニーズ等を勘案しつつ、拡充についても検討していきたいと考えております。

場所につきましては、市町村とか医師会との調整もございまして、人口密度とかいろいろあるかと思つたこと踏まえまして、調整をしながら考えていく、そういう形になろうかと考えております。

○亀井たかつぐ委員

人口密度もそうなんだけれども、神奈川西部ってすごく広い範囲で、そういう施設がないんですよね。ですから、6万人に1か所とか9万人に1か所と今

おっしゃっていたんだけど、そのような人口だけでなく、やっぱり地理的な条件もしっかりと加味した上で、関係各所と連携しなきゃいけないのはよく分かっているんで、そういうことを踏まえた上で検討していただきたいんですけども、いかがですか。

○高齢福祉課長

委員おっしゃるように、確かに地理的に少ないとかというのは一目瞭然ではあるんですけども、地域のニーズとか市町村の意向とか、今言った地理的なことを含めまして検討していくことになろうかと思っております。

○亀井たかつぐ委員

ぜひお願いします。

それで、今、課長がおっしゃっていただいたように、10か所の認知症疾患医療センター、これは結構いろんなところがあって、例えば、大学病院もそうだし、総合病院もそうだし、あと大規模な病院だけじゃなくて地域のクリニックまで、結構多様性があるんですよね、混在しているんです、実は。

他県においては、統一的な認知症医療施策を推進するいろんな事例があるから、いろんな患者さんが来て、いろんなやっぱり症状をお話しして、そういう診断をされるということもあるんで、やはり統一的な認知症の施策を追求していかなきゃいけないということも一方ではあると思うんですよ。そうすると中核的なセンターも設置するというか、新たに設置してもいいんですけども、今ある10か所の中でヘッドクォーター的な機能を持たせて、しっかりと、どういう症状があって、それはもうしっかりと皆さんで共有できるというふうな拠点が必要だと思っているんですけども、それについてはいかがですか。ぜひお願いしたいなと思っているんですけども。

○高齢福祉課長

10か所の認知症疾患医療センターを展開する中で、県民の皆様がどのセンターを利用した場合であっても、一定程度、統一的な認知症医療や最新の認知症の情報の提供が受けられることは大事だと思っております。それが早期発見、早期対応につながるというふうに考えております。そのため、最新の認知症医療の動向を把握し、認知症施策の中心となる役割を果たすような、そういったセンターの設置を含めまして、認知症疾患医療センターの在り方や強化につきまして今後、検討してまいりたいと考えております。

○亀井たかつぐ委員

これも、各ステークホルダーがいるんで、私、どこがいいというのは大体分かるんですけども、でもそれを言っちゃうと周りの方々が大変だし、医師会とか病院協会も大変だと思うんで、それは言わないんですけども、名前は出せないんですけども、ぜひそういう方向性での取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次は、先行会派の方もやられていたんで、ちょっとバッティングしないように、神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況、それについてちょっとお聞きしたいんですが、コロナ禍で生活困窮者が利用しやすいような様々なセーフティーネットがあったと思うんですよ、第2のセーフティーネットと言ってもいいんですけども、コロナ禍における各種の支援制度、これって、コロナが終

わって5類になってしばらくたっちゃっているんですけども、どんな状況だったのか、今現在どんな感じなのか、給付金とか支援金の種類も含めて教えていただいていいですか。

○生活困窮者対策担当課長

コロナ禍の厳しい状況の中、生活困窮者自立支援制度に係る県内の新規相談受付件数は、コロナ前の令和元年度は1万6,523件に対し、令和2年度は5万7,457件と、コロナ前の3倍以上となりました。生活を支援する施策としては、住居確保給付金の対象の拡大ですとか、生活福祉資金の特例貸付けなど、様々な制度が創設、拡充されました。

住居確保給付金なんですけれども、こちらは、離職や事業の開始によって経済的に困窮し住む場所を失った方、また失うおそれのある方に家賃相当分を一定期間支給するものですが、コロナ禍で支給条件が緩和され、県内における令和2年度の新規支給件数は、令和元年度と比較し30倍以上となる1万1,909件ございました。

また、生活福祉資金は、低所得者世帯などに必要な資金の貸付けと相談支援を併せて行う制度ですが、コロナ禍で拡充された特例貸付けでは、コロナの影響で収入の減収や失業した方を対象とし、相談支援を要件としないことなどによって、全県で延べ約223万7,000件と多くの方が利用しました。

さらに、その生活福祉資金の貸付けを受け終わり、新たな貸付けが受けられなくなった方の就労自立や生活保護を受けるまでの間の暮らしを後押しするための支援金の給付などを行いました。そのような支援を行いまして、今現在、ちょうどそれらの貸付金の返済が始まるなど、これまで持ちこたえてきた方の中にも、やっぱり生活再建が難しい方が出てくる時期になってくると思われまます。コロナの支援によって、コロナの間中は第2のセーフティーネットとしまして急激なコロナの影響を緩和する効果があったと考えますが、これからはちょっとそういう貸付けの返済などが始まり、厳しい方が出てくるかと思いまますので、特に貸付金が免除ぎりぎりにならないですとか、そういうどうにもならない世帯の方については、引き続き生活困窮者自立支援制度にある、例えば、家計改善の支援など、あと個々の事情に寄り添った支援を行っていきたいと考えております。

○亀井たかつぐ委員

幾つか、特出ししていただいた話を聞いたんですけども、これ、生活福祉資金、特に緊急小口資金と総合支援資金って、もちろん単身者じゃなくて家族がいた場合、最大で200万円お借りできるんですよ。それでも足りない人は自立支援金、これ多分30万円くらいいけるんですよ。230万円、最後の30万円は、返済は多分要らないかと思うんですけども、生活福祉資金の200万円は、返済しないといけないんですね。コロナのときはそうやって助かった。産業界もゼロゼロ融資みたいところで助かっています、中小企業も。今、ゼロゼロ融資の話じゃないんですけども、返済が始まっていて、これでどんどん倒産件数が今、増えてきそうなんです。

個人に置き換えて言えば、この生活福祉資金のこれから返済も始まって、これから生活を立て直していく中で、この返済も踏まえた上で生活もしっかりと

した軌道に乗せなきゃいけないという、これ、すごい大変なことだと思うんです。これを、さっきちらっと言っていたんだけれども、どうやって生活を軌道に乗せるかということは本当に大命題かと思うんだけれども、取りあえずどうやって具体的にやるんですか。県はどうするんですか。

○生活困窮者対策担当課長

おっしゃっていただいたとおり、非常にぎりぎりの生活の方、まだまだたくさんいらっしゃると思います。先ほど申し上げましたけれども、やはり貸付け免除になる方も大体今、貸付金の返済が決まっております、3割前後ぐらいの方、今、7月末の現在で免除となっておりますが、それ以外の免除とならない方たちについては、やはり貸付金を返済しながら生活をしていくということで非常に厳しい状況だと思います。

先ほど申し上げました、そういった方につきましては、個々の事情に寄り添って、事情をお伺いしながら生活困窮者支援制度の中でいろんな支援制度ございます、先ほど申し上げた家計改善支援など、そのような相談を受けて実際に受けられる施策につなげていきたいと考えております。

○亀井たかつぐ委員

ぜひ手厚い皆さん方の手助けというか支援をお願いしたいなというふうに思います。じゃないと、さっきのホームレスの話じゃないけれども、いきなりホームレスになるわけじゃないけれども、それに近づくような形になるような方もいらっしゃるかなというふうに思うので、ぜひそこにはしっかりと手を差し伸べていただきたいなというふうに思っています。

今、ちょっとホームレスの話が出たので、先行会派も質問していらっしゃいましたけれども、これ、ホームレスに関しては、長期化しているということと、あと高齢化しているということが先ほどの質疑の中でも分かってきてまして、神奈川県はそれでも東京とか大阪に比べてホームレスの数は減っているという話ですね。これ、新聞報道でも私、承知をしているんですけども、でも、例えば、さっきの話だと、ネットカフェに住んでいるというかそこで生活している方とか、最近、私が聞いたところによると、民泊を利用してそこで生活している方もいらっしゃるって、そういう方々というのは実際は見えないので、減っているんじゃないかって見つけられていないんじゃないかなと思うんですけども、それ、やっぱり減っているという認識なんですか。見つけられていないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○生活困窮者対策担当課長

減っているというのは、いわゆる狭義のホームレスと言いますか、外で生活して目視で確認できる調査の対象となる方は減っておりますけれども、今おっしゃったような、例えば、ネットカフェで生活していらっしゃる方ですとか、あと民泊のところにいる方ですとか、やっぱりそういう方たちについては、ホームレスになるおそれのある方として、こちらの計画でも対象にしておるんですけども、おっしゃっていただいたように、やはりどれぐらいいるのか、ボリューム感、見えておりません。それらの把握につきましては、どのように把握していくかというのは、これからの課題だと思っております。例えば、携帯電話の位置情報を何か活用した実態把握とか接触とかできないかとい



うような手法を検討していきたいと思っております。

○亀井たかつぐ委員

ネットカフェとか、それこそ民泊を利用してそこでお住いの方々というのは、先ほど何かチラシを配るとおっしゃっていたと思うんですけども、それこそ、さっきの一番初めの質問じゃないけれども、スマホでしっかり情報提供するとかっていうことが有用なんじゃないかなと思うんですよね。ホームレスの方も最後まで持っているのは実はスマホだったりするというふうに聞いているので、ぜひそこは、いろんな媒体の中でもスマホとか利用して、そこでしっかりとフォローアップできるような、しっかりと皆さん方に有用な情報が提供できるようにぜひしていただきたいなというように思いますので、よろしくをお願いします。

ごめんなさい、ちょっと興味本位で聞くわけじゃないんだけど、さっき横浜とか川崎にホームレスの方が多かったとおっしゃっていましたよね。そうすると、例えば、川崎の方が東京に行ったり神奈川に戻ってきたりする人ってやっぱりいるじゃないですか。東京の方も神奈川に入ってきたりとかっていう方がいると思うんだけど、それはやっぱり東京都との連携なんかもされているんですか。

○生活困窮者対策担当課長

計画の策定などに当たりましては、直接、東京都と連携ということはしておりません。境界をまたいで行き来する方というのは、やはりいらっしゃるかと思えます。支援につきましては、現在いる場所を所管する福祉事務所で、例えば、生活保護だったら申請ができますし、また生活困窮者のほうの制度でしたら、居住地がなければ、現在いる場所で自立相談支援機関で相談を受けております。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。ちょっとそこも、もっときめ細かく、ぜひそこも連携を取っていただいて、いろんな方がいらっしゃるとは思うので、そこもお願いできればなど、そのように思っています。

最後1つ、ちょっとまた別の質問で、最後1つだけお聞かせいただければと思うんですけども、先ほど箱根老人ホームに係る県有財産の譲渡先について、先行会派でも質問はされたんで、ちょっとそれに付随して質問させていただくんですが、箱根老人ホーム、これ、事業の譲渡直後には特別養護老人ホームとして運営されると私、思っているんだけど、やっぱり特別養護老人ホームとして事業継続もできるという担保ってどうやって取るんですか。

○介護サービス担当課長

箱根老人ホームの譲渡先を募集する際に、募集要項に特別養護老人ホームの用途に10年間供すると用途を指定するとともに、これに違反した場合は、県が買戻しができるということを明記いたしました。そのため譲渡先として選定された法人につきましては、特別養護老人ホームとして事業を継続することは必須事項です。

なお、特別養護老人ホームとして運営されているかどうかについて、県として定期的に確認する必要があると考えていますので、年に1回、使用状況の報

告を求め、必要に応じて実地調査を行ってまいります。

○亀井たかつぐ委員

10年は特別養護老人ホームでやるんだよと、やらないと駄目よという話で、やらなかったら多分、買戻し特約がついていて、そういう契約になっているんだろうと思うんですが、10年以上特養で住みたいと今でも思っている人は多分、中にはいると思うんだけれども、もし10年後に、特養じゃなくて有料老人ホームに変えたほうが場所も箱根でいいし、もうかるからといって、それに変えた場合に、今住んでいる方々ってどうなっちゃうんですか。

○介護サービス担当課長

10年間過ぎましたらば、用途指定の期間が経過したとなりますので、特別養護老人ホームを継続する拘束力はそもそもなくなるかと思えます。ただ、10年後の高齢者保健福祉計画の計画数であったりだとか、あと地元の自治体の意向を踏まえて、事業者が適切に判断をすることになるかと思えます。

実際に今住んでいられる方、10年以上というところになりますと、もし有料老人ホームになるというのであれば、その事業譲渡先とともに考えてどうするかということは検討しなきゃいけないとは思いますが。ただ、実際に、例えば、介護サービス事業者とかが廃止とかになった場合におきましては、今、運営している事業者が今いる利用者さんの対応、今後どうするのか、サービス低下がないようにというところは考えてもらうように、県から必ず伝えるようにして、対応していただいています。

例えば、特別養護老人ホームが有料老人ホームになるということになりましたらば、サービスの低下だとか、実際、特別養護老人ホームを次、探すようにといった形で我々のほうから依頼を個人にしていく形になろうかと思えます。

○亀井たかつぐ委員

最後、1つだけちょっと確認なんですけれども、これ、10年の期間、しっかりと約束して譲渡するという話なんだけれども、10年より前に、もしこの約束を履行できずに県が買戻し特約を実行した場合って、これ、特養にちゃんと引き継げるんですか。

○介護サービス担当課長

正直、必ずやってくれるという形で、そこは想定はしていないんですが、もし継続できなかつた場合につきましては、今所在する箱根町、そこと協議をして、県が特別養護老人ホームとして運営をしていく形で次の譲渡先を見つけるのか、県が直接運営するという事はなかなか難しいかとは思いますが、対応を考えて特別養護老人ホームとして運営をしていけたらなとは思っています。

○亀井たかつぐ委員

では、以上で質問を終わります。